

# (自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン

令和6年3月

厚生労働省

## I.（自立支援）協議会の役割と機能について

### 1.（自立支援）協議会の位置付け

障害者等の地域生活を支援するためには、「共通の目的」に向け、「情報を共有」して具体的に「官民が協働する」システムを構築することが必要であり、その中核をなす（自立支援）協議会の存在が重要となります。

#### （1）設置運営の基本的事項

現行の「障害者総合支援法」法第 89 条の 3 第 1 項及び第 2 項において、（自立支援）協議会の設置に関して規定されていますが、令和 4 年 12 月の改正では、（自立支援）協議会の基本的事項について以下のように規定されました。

（自立支援）協議会は、支援体制の検討に関する情報共有のみを規定していた法第 89 条の 3 第 2 項において、協議会を通じた「地域づくり」において「個から地域へ」の取組が重要であることが明確になりました。

また、新設された第 3 項、第 4 項により、（自立支援）協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務が課されました。

さらに、第 5 項の新設により、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課すこととなりました。

このように、支援の検討・検証の場を（自立支援）協議会に位置づけることで、情報管理を徹底することにより、（自立支援）協議会活動の一層の円滑化と活性化が期待されます。

なお、第 3 項から第 6 項までの規定は、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなりました。

令和4年12月改正 (自立支援) 協議会 (法第89条の3第1項～第6項)

- 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。(第89条の3第1項)
- 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(第89条の3第2項)
- 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。(第89条の3第3項)
- 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。(第89条の3第4項)
- 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(第89条の3第5項)
- 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。(第89条の3第6項)

併せて、「障害者総合支援法」第88条第9項及び第89条第7項において、市町村及び都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

このことを踏まえ、(自立支援)協議会は、障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行うとともに、市町村及び都道府県は、障害福祉計画の作成や変更に当たり協議会の意見を聴く仕組みを構築することが必要です。

## 障害福祉計画と（自立支援）協議会（法第 88 条第 9 項及び法第 89 条第 7 項）

○市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（第 88 条第 9 項）

○都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（第 89 条第 7 項）

### （２）「障害者総合支援法」を踏まえた（自立支援）協議会の役割

「障害者総合支援法」における相談支援については、平成 24 年 4 月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、市町村はこれを勘案して支給決定を行うよう見直すとともに、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、さらに、それまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害者の地域移行・地域定着の取組の充実を図ることとされました。

その他、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、地域における相談支援の充実が図られてきたところです。

（自立支援）協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく役割があります。まさに、（自立支援）協議会は、地域の相談支援を推進するための基盤といえます。

（自立支援）協議会が活性化するためには、事務局会議（運営会議）が十分に機能していることが必要条件となります。また、事務局会議（運営会議）は、基本的に基幹相談支援センターと行政がしっかりと協力・連携して事務局機能を担うことが重要となります。言い換えると、（自立支援）協議会の運営は、基幹相談支援センターと行政が両輪として駆動しなければ機能しません。

そうした事務局体制をつくるためには、基幹相談支援センターに地域づくりを積極的に推進するための知識と経験を持った人材を配置することが重要になります（基幹相談支援センターと相談支援体制については、「相談支援業務に関する手引き（案）」を参照）。

### (3) (自立支援) 協議会の設置状況

令和4年度、市町村(自立支援)協議会は、1,698市町村(98%)において設置されています(1,214協議会)。

都道府県(自立支援)協議会については、平成21年度に全ての都道府県に設置されました。

### (4) (自立支援) 協議会の構成メンバー

(自立支援)協議会の運営においては、実態に応じて各種の専門部会を設置し、当該部会が積極的に活動することが地域課題の解決につながります。したがって、(自立支援)協議会には、過不足なく多様な主体が参加することが重要となります。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、医療機関等の代表者や保健所が参画し、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望まれます。

また、構成メンバーには、障害者や家族などが含まれます。当事者等が参加することで効果的な協議が期待されます。当事者とともに、一緒に協議会をつくっていくことが重要です。

(自立支援)協議会の標準的な構成メンバーは、以下のとおりです。

表 I - 1 (自立支援)協議会の構成メンバーとして想定される例

	市町村 (自立支援)協議会	都道府県 (自立支援)協議会
相談支援事業者	○	○
障害福祉サービス等事業者 (障害児通所支援事業者を含む)	○	○
保健・医療関係者	○	○
権利擁護支援関係者	○	○
教育・雇用関係機関	○	○
企業	○	○
居住支援関係者	○	○
障害者関係団体	○	○
障害者等及びその家族	○	○
都道府県内の市町村		○
学識経験者	○	○
民生委員	○	○
地域住民 等	○	○

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について（令和 6 年 3 月 29 日付け障発 0329 第 26 号、こ支障発第 89 号）を元に作成

## （５）財源

財源は、交付税により措置されます。

なお、平成 24 年の障害者総合支援法施行から 10 年以上経ち、基幹相談支援センターや市町村障害者相談支援事業をはじめ相談支援事業者が（自立支援）協議会において担うべき役割の重要性は一層高まっており、全ての相談支援に関わる事業所等が参画することが求められます。

とりわけ、地域の相談支援やサービスの提供体制について体系的かつ俯瞰的に検討する役割を担う者が（自立支援）協議会の活動に参画し、その責務を果たすことが求められており、具体的には、例えば市町村（自立支援）協議会では、基幹相談支援センターが市町村と共同で事務局を担う等の体制整備が考えられます。そのためには、基幹相談支援センターに適切な人員配置が必要となることから、基幹相談支援センター機能強化事業の活用や基幹相談支援センターの受託を受けている相談支援事業所において主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定できる体制をとるなどして適切な人員及び運営等に係る費用を確保することが大変重要となります。

また、計画相談支援・障害児相談支援を担う相談支援事業所においても、機能強化型基本報酬を算定可能な体制を確保することや、地域体制強化共同支援加算を活用するなどして（自立支援）協議会に参画できる体制を確保することが求められます。同時に、計画相談支援・障害児相談支援のみを担う相談支援事業所であっても、主任相談支援専門員配置加算を算定する等により、地域づくりに参画できる熟達した相談支援専門員の配置に努めることが重要です。

## （６）個人情報の取扱いと個人情報保護

協議会において、個別の課題の検討を通じて地域課題の抽出や検討を行う際には、個人情報の取扱いを適切に行い、個人情報保護を徹底する必要があります。

### ① 個人情報取扱いの原則

協議会において個別の事例を検討する際には、本人の同意を得ることが原則です。

なお、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員運営に関する基準」及び解釈通知に秘密保持等について規定しており、当該規定を遵守することが基本

です。

基準省令	解釈通知
<p>第 24 条 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定特定相談支援事業所は、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかねばならない。</p>	<p>(21) 秘密保持等（基準第 24 条）</p> <p>① 基準第 24 条第 1 項は、指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>(略)</p> <p>③ 同条第 3 項は、相談支援専門員、相談支援員及びサービス等利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定特定相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>なお、法 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下「協議会」という。）において個別事例への支援のあり方に関する協議、調整を行う場合の個人情報の取扱いについても同様である。</p>

## ② 協議会における守秘義務の趣旨

令和 6 年 4 月以降、協議会において個別の事例を検討する際、協議会の構成員は協議会において知り得た個人情報等について、守秘義務を負います。これは、職業上秘密保持の責務を負わない者も含め構成員となり得る協議会において、協議会を構成する全ての構成員に対して守秘義務をかけることによって、障害当事者を含む支援関係者の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となり、個別の事例の検討を通じた地域課題の抽出や検討が促進されることを狙ったものです。

協議会がこうした法律の企図した機能を発揮し、個別の事例の検討を通じて地域課題の抽出や検討が積極的かつ適切に実施されるためには、すべての構成員がこうした守秘義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方を理解した上で協議会に参画することが重要であるとともに、協議会を設置する地方公共団体や事務局を地方公共団体と共同で担う基幹相談支援センター等はそのための環境整備を行うことが必要です。

## ③ 守秘義務の範囲と個人情報保護について

協議会における守秘義務は、個別の事例の検討等において共有される機密性の高い情報が対象となり、障害者の個人情報等を主なものとして想定しています。地域課題として抽出

され、個人情報が含まれない情報や地域課題の解決に向けた取組への討議内容等については、原則として守秘義務はかかりません。

なお、個人情報の取扱いについては、個人の情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）や「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守することが原則であるほか、福祉サービス等の事業者は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」も参照してください。

なお、個人情報保護法では、本人の同意を得ない限り、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、第三者に個人データを提供してはならないこととされていますが、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされています（※）。

（※）これらについては、現在整理中であり、整理が終了次第、本ガイドラインを改定してお示しします。

---